



日本ローザンヌ委員会 Japan Lausanne Committee

101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-1 OCCビル 614

JapanLausanne@gmail.com www.lausanne-japan.org

## 日本ローザンヌ委員会会則

(名 称)

第1条 この団体は、日本ローザンヌ委員会（以下「本委員会」と称する）と表示する。

(主たる事務所)

第2条 本委員会は、主たる事務所を東京都千代田区神田駿河台 2-1 OCCビルに置く。

(目的)

第3条 本委員会は、福音派クリスチャンの世界宣教ネットワークである「ローザンヌ運動」を通して宣教協力を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 本委員会は、前条の目的を達するために、日本、アジア、世界のローザンヌ運動と連携して活動する。ローザンヌ運動が広がっていくことを願い、この運動の日本の窓口としての役割を果たすものとする。本委員会の活動の一環として出版部を置き、出版活動を行う。

(会員・会費)

第5条 本委員会は、「ローザンヌ誓約」及び、本委員会の目的に賛同する個人で、本委員会の賛助会費を支払った賛助会員（以下会員という）によって構成される。

(会員総会)

第6条 本委員会の総会は会員で構成する。

(員数)

第7条 本委員会に、委員と監事を置く。

(構成)

第 8 条 本委員会に委員会を置き、すべての委員をもって構成する。

(事業年度)

第 9 条 本委員会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 10 条 本委員会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに委員長が作成し、直近の会員総会において承認を得るものとする。

(事業報告及び決算)

第 11 条 本委員会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、委員長が必要書類を作成し、監事の監査を受け、委員会の承認を経て、定時会員総会に報告し、承認を経なければならない。

(規約の変更)

第 12 条 この規約は、本委員会の議決権を有する会員の 3 分の 2 以上が出席する会員総会において、出席会員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(細則)

第 13 条 この規約には、細則を設ける。

附則

この会則は、2010 年 12 月 6 日をもって施行するものとする。

改訂：2011 年 6 月 6 日（日本ローザンヌ委員会総会）

改訂：2015 年 8 月 24 日（日本ローザンヌ委員会総会）

2023年5月22日からの委員会組織

委員長	倉沢正則
主事	立石充子
会計	柳沢美登里
神学	西岡義行
広報	根田祥一
ビジネスアズミッション	青木勝
ウェブ	鎌野直人
<b>KGK</b>	池淵亮介
委員	正木牧人
委員	鈴木ポール
委員	篠原基章
委員	品川謙一
委員	高見澤栄子
委員	バックホルツ美穂
アドバイザー	金本悟
アドバイザー	オーマイケル
監事	渋谷浩二